



2018年12月27日

各位

会社名 株式会社ジーエヌアイグループ
代表者名 取締役代表執行役 イン・ルオ
社長兼CEO
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問合せ先 取締役代表執行役 トーマス・イーストリング
CFO
(TEL. 03-6214-3600)

第三者割当増資の払込完了に関するお知らせ

当社は、2018年12月11日付の取締役会において決議いたしました、CVI Investments, Inc. (以下「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による新株式(以下「本株式」といいます。)の発行並びに第43回新株予約権及び第44回新株予約権(以下、第43回新株予約権及び第44回新株予約権を、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関しまして、本日付で割当先との間で本株式及び本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式及び本新株予約権の発行の詳細につきましては、2018年12月11日付「第三者割当による新株式並びに第43回及び第44回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本株式発行の概要

(1) 払込期日	2018年12月27日
(2) 発行新株式数	普通株式 350,000株
(3) 発行価額	1株当たり 3,497円
(4) 調達資金の額	1,207,600,000円
(5) 増加する資本金の額	611,975,000円(1株当たり1,748.5円)
(6) 増加する資本準備金の額	611,975,000円(1株当たり1,748.5円)
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	CVI Investments, Inc.
(9) その他	当社は、割当先との間で、本日付で本買取契約を締結しております。

2. 本株式発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本株式発行前 (2018年9月30日現在)	13,507,083株	6,899,760千円
本株式発行による増加	350,000株	611,975千円
本株式発行後(注)	13,857,083株	7,511,735千円

(注)「本株式発行後」の発行済株式総数及び資本金の額については、2018年10月1日以降の新株予約権の行使等による増加分は含まれておりません。

3. 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2018年12月27日
(2) 発行新株予約権数	10,500個 第43回新株予約権 5,250個 第44回新株予約権 5,250個
(3) 発行価額	総額 36,960,000円 第43回新株予約権1個あたり 4,577円 第44回新株予約権1個あたり 2,463円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,050,000株（本新株予約権1個につき100株） 第43回新株予約権 525,000株 第44回新株予約権 525,000株 いずれの回号についても、上限行使価額は修正条件から実質的に当初行使価額と同額となります。 いずれの回号についても、下限行使価額は1,943円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,287,260,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第43回新株予約権 3,885円 第44回新株予約権 4,273円 いずれの回号についても、以下の内容の行使価額の修正が行われます。 (1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019年6月28日、同年12月28日、2020年6月28日、2021年6月28日、2022年6月28日及び2022年12月28日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができます。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i)当該修正日に先立つ10連続取引日において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正されます。 (2) 上記(1)に関わらず、行使価額は、2020年12月28日及び2021年12月28日の各日を効力発生日として、同日以降、(i)当該効力発生日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の

	<p>端数を切り上げた金額、又は(ii)当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正されます。</p> <p>(3) 上記第(1)又は(2)に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	CVI Investments, Inc.
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、本日付で本買取契約を締結しております。本買取契約においては、以下の内容が定められております。詳細につきましては、2018年12月11日付「第三者割当による新株式並びに第43回及び第44回新株予約権の発行に関するお知らせ」の「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低行使数量に係る条項 ・本新株予約権の買取りに係る条項 ・ロックアップに係る条項 <p>なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡（但し、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除きます。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上